

「旧統一教会」問題に係る被害者等への支援に関する関係閣僚会議幹事会

議事次第

令和8年3月4日（水）17:30～17:45
中央合同庁舎8号館8階 特別大会議室

1 開会

2 議事

- (1) 解散命令請求に関する東京高裁決定について
- (2) 「旧統一教会」問題の被害者等支援の充実・強化策に基づく取組状況について
- (3) 清算手続開始後の「旧統一教会」問題の被害者等支援策（案）について

3 閉会

〔配付資料〕

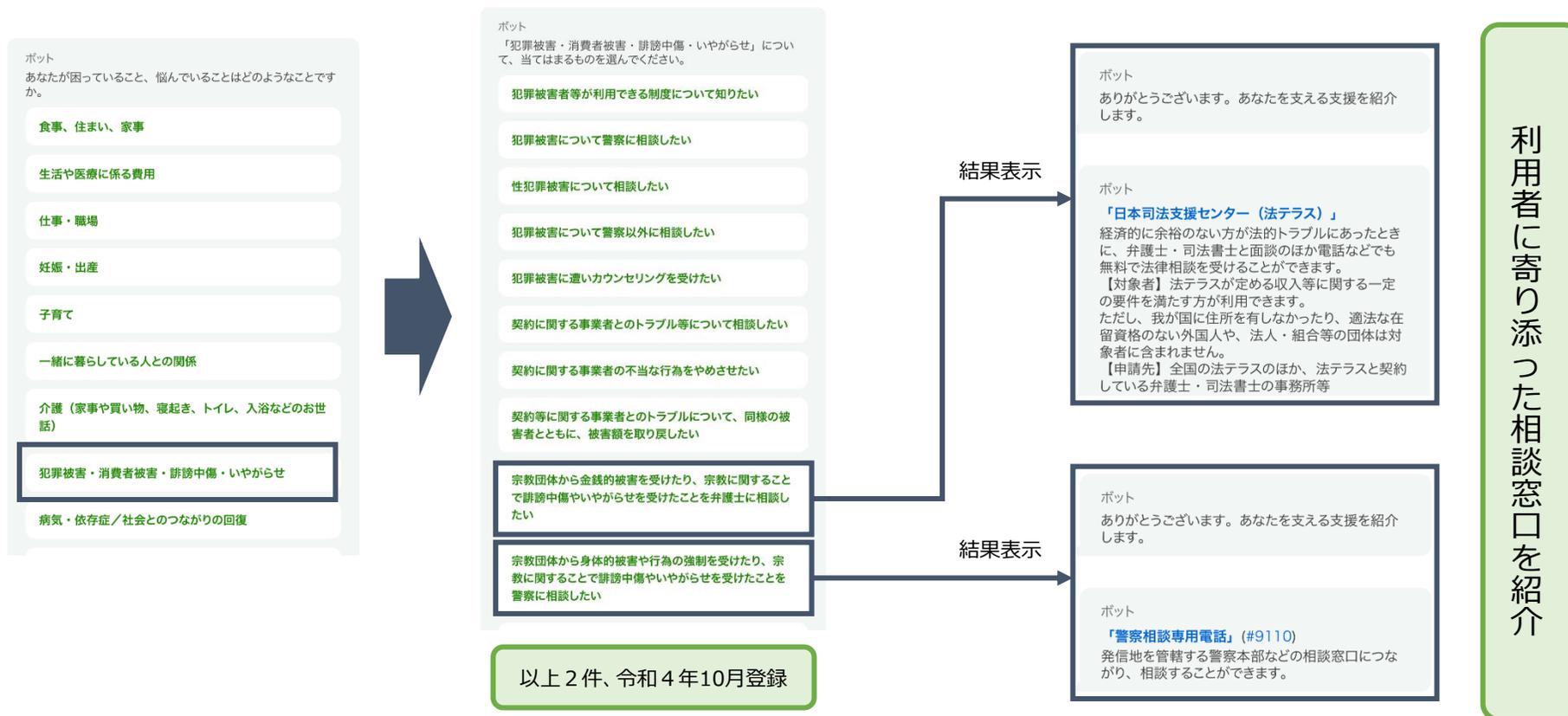
- 資料1 「旧統一教会」問題の被害者等支援に関する取組状況
資料2 清算手続開始後の「旧統一教会」問題の被害者等支援策（案）
資料3 「旧統一教会」問題の被害者等支援の充実・強化策（令和6年1月19日 「旧統一教会」問題に係る被害者等への支援に関する関係閣僚会議）

「旧統一教会」問題の被害者等支援に関する取組状況

内閣府孤独・孤立対策推進室

孤独・孤立対策ウェブサイトにおける相談窓口の紹介機能

- 孤独・孤立対策ウェブサイトでは、**孤独・孤立で悩んでいる方々に向けて、相談先を紹介するウェブサイトを開設**。そして、同サイトでは、自動応答システム(チャットボット)により、利用者の悩みに応じ、分野別に相談窓口を紹介する機能を搭載。
- チャットボットは、関係省庁から「孤独・孤立対策に資するもの」として登録された相談先や支援制度を掲載し、利用者に適切な相談先や支援制度を案内。
- 具体的には、「旧統一教会」問題の合同電話相談窓口において金銭的被害に関する相談が多くを占め、また身体的被害及びその危険、行為の強制、誹謗中傷、いやがらせに関する問い合わせも多数見受けられたことを踏まえ、これらに関する相談窓口をチャットボットに追加 (**日本司法支援センター(法テラス)**)、**警察相談専用電話を追加**) し、サイトの運用を図っているところ。



「孤独・孤立対策重点計画」(令和6年6月11日孤独・孤立対策推進本部決定。令和7年5月27日一部改定)に基づき、本チャットボットを含む孤独・孤立対策に係る相談支援の充実に向け、引き続き周知・普及を図る。

警察庁

警察庁の取組

「旧統一教会」問題の被害者等支援の充実・強化策（令和6年1月19日「旧統一教会」問題に係る被害者等への支援に関する関係閣僚会議）を踏まえ、警察庁においては、**元信者等の方々の知見等の活用、関係省庁間の更なる連携による相談・支援体制の強化等**に取り組んでいるところ。

1. 元信者等の方々の知見等の活用、関係省庁間の更なる連携による相談・支援体制の強化

○法テラスを中核としたワンストップ型相談対応の実施

・法テラスが主催する靈感商法等に関する「ワンストップ相談会」会場における警察職員による相談対応（前回フォローアップ会合以降）
実施済 7県7回 実施予定 1県1回

○元信者や宗教2世等の方々の経験・知識の活用

・東京高裁の判断及び情勢等を踏まえ、都道府県警察相談担当者を対象とした元信者又は宗教2世の方による研修会を検討。

○対応実績・知見の共有による相談体制の強化

・都道府県警察に対し、「旧統一教会」問題に関連する相談を受理等した場合には、相談内容に応じて、関係部署、関係機関等と連携の上、適切な対応を指示

・「旧統一教会」に関連する相談件数 993件（R4.9.5～R8.1.31）
・相談内容内訳

金銭的被害	身体的被害等	生活苦等	誹謗中傷等	個人情報の悪用	心の悩み	親族関係	行政に関する相談	その他
76	54	10	40	10	8	248	19	568

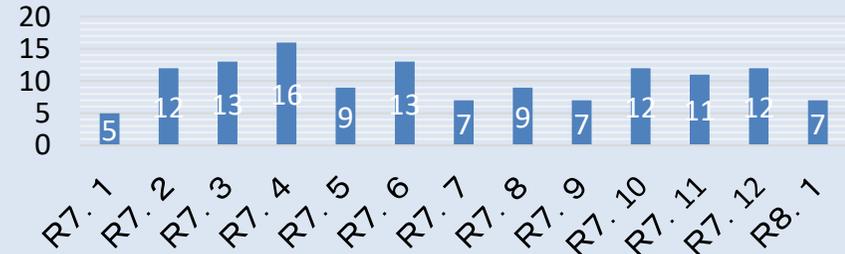
※相談によっては、1件で主訴が複数に及ぶ場合があるため、受付相談件数と主訴別合計は一致しない。

・うち他機関引継・教示 86件

法テラス	弁護士	消費者庁	市（区）役所	行政相談センター	法務局	児童相談所	消費生活センター	よりそいホットライン
42	16	8	5	6	4	6	3	4

※その他、個人情報保護法相談ダイヤル、女性相談所、県民相談センターは各2件、文部科学省、外務省は各1件。
なお、複数の関係機関を教示しているものもあり、総数とは一致しない。

「旧統一教会」問題相談件数の推移



・令和7年3月の東京地裁による解散命令の決定以降、相談状況の顕著な変化なし。

・消費者庁消費者政策課寄附勧誘対策室と連携の上、同室員を講師とする教養等を継続的に実施。
・教養を実施する研修課程を増やし、より多くの警察官に周知

・消費者庁消費者政策課寄附勧誘対策室員を講師とする不当寄附勧誘防止教養を警察大学校及び各管区警察学校等において前回フォローアップ会合以降23回実施。
・指定職種任用科生(生活経済事犯捜査幹部)に対する教養を新たに追加。

2. スクールカウンセラー等の拡充等による宗教2世等のこども・若者向け相談・支援体制の強化

○関係機関と連携した支援

・要保護児童対策地域協議会に参画し、関係機関と連携して必要な対応をとることとしている。5

消費者庁

旧統一教会に関する消費生活相談の状況（相談件数）

年度	2023	2024
旧統一教会に関する相談件数	118	54
いわゆる霊感商法（開運商法）に関する相談件数	1,415	1,162
全相談件数	893,288	902,554

(注1)2025年4月30日までのPIO-NET（全国消費生活情報ネットワークシステム）登録分。

(注2)旧統一教会に関する相談については、PIO-NETの事業者情報に「世界平和統一家庭連合」、「世界基督教統神霊協会」、「統一教会」と記載のある相談。

(注3)旧統一教会に関する相談については、2022年9月5日以降、早期登録対象としているため、他の相談より迅速にPIO-NETへの登録が行われている。
一方、旧統一教会に関する相談以外に「開運商法」の情報が付与されている相談情報は、通常のペースでPIO-NETに登録されているため、PIO-NETへの反映までにタイムラグが生じる。

(注4)相談受付日ベースでの集計であり、いずれの年度も過去の契約等に関する相談が含まれている。

消費生活相談員への研修について

- 国民生活センターでは、地方公共団体が設置する消費生活センター等において、消費者トラブルに関する相談対応に当たる消費生活相談員等に対して、能力・スキル向上のため、消費者問題等に関する様々な研修を実施している。
- これらの研修の中で、令和7年度も以下の靈感商法に関する消費者トラブルをテーマにした研修を実施した。
- 令和8年度においても引き続き靈感商法に関する研修を実施予定。（詳細は検討中）

講座名	趣旨及び概要	実施期間	実施場所
靈感商法に関する消費者トラブル－消費者契約法改正や不当寄附勧誘防止法を踏まえた相談対応のために－	靈感商法による消費者被害を救済するため、令和4年12月に消費者契約法の改正や不当寄附勧誘防止法が制定されたことを踏まえ、具体的な事例をもとに、靈感商法への対応について学びます。また、靈感商法やマルチ商法でだます人だまされる人の心理構造を踏まえた消費者被害にあう心理的要因や脱マインドコントロール後の心理や社会的回復・支援等についても学びます。	令和7年 12月11日（木） ～12日（金）	国民生活センター 相模原事務所研修施設 （神奈川県相模原市）

不当寄附勧誘防止法附則第5条に係る報告書 概要①

周知・啓発

- ＜個人向け＞ ●ポスター(約4万枚)・パンフレット(約25万枚)・解説動画等を作成し、幅広い層への啓発を実施
- ＜法人向け＞ ●全国で宗教法人、学校法人、公益法人、NPO法人等を対象とした説明会を開催
 - ※ 令和5年度：大阪・福岡・東京(約500名) 令和6年度：徳島(約200名)
- その他、個別団体(宗教法人、私立大学等)への説明会を開催



情報の受付・調査

■ 窓口寄せられた情報総数	令和5年度：1701件	令和6年度：1201件	(不当寄附勧誘と関係のない情報も広く寄せられる)
■ 調査対象として受理した件数	令和5年度：97件	令和6年度：44件	
■ 勧告・命令件数	令和5年度：0件	令和6年度：0件	

●寄附の不当勧誘の事実が認められないもの 令和5年度：14件 令和6年度：14件
●匿名又は連絡不通等により調査が不能なもの 令和5年度：51件 令和6年度：25件
●法律施行日前の事案と認められるもの 令和5年度：20件 令和6年度：6件等

⇒法と証拠に基づく運用の結果、不当寄附勧誘の事実が認められた案件がなかった(勧告・命令の法律上の要件を論じる案件なし)

経済社会情勢の変化等

●令和6年7月11日 最高裁判決：法を引用し、配慮義務違反に基づく不法行為が成立し得る旨を判示

「宗教団体等は・・・寄附者の自由な意思を抑圧し、寄附者が献金をするか否かについて適切な判断をすることが困難な状況に陥ることがないようにすることや、献金により寄附者又はその配偶者その他の親族の生活の維持を困難にすることがないようにすることについて、十分に配慮することが求められるというべきである(法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律3条1号、2号参照)」

※上記最高裁判決を引用する下級審判決も出てきている。

※<裁判例調査>も実施：法を直接適用する裁判例は2年間では不見当

＜意識調査＞

- 消費者庁が不当寄附勧誘防止法の運用をしていることを知っていた：29.0% / 知らなかった：71.0%
- 法が社会的に許し難い悪質な寄附勧誘の抑止や改善に向け効果を発揮すると思う：75.0% / 効果はないと思う：25.0%

被害者等への意見聴取

(弁護団(全国霊感商法対策弁護士連絡会、全国統一教会被害対策弁護団)、被害者(計8名)、日本宗教連盟、NPO法人セイエン、日本非営利組織評価センター、中央共同募金会、日本赤十字社 から聴取した主な意見)

- 一定の抑止力は働いている。最高裁判決は評価できる。
- 実効的な被害救済のための法の検討が必要。
 - 「法人等」から個人へ規制対象を拡大することはできないのか
 - 「困惑」要件が厳しいので見直すことはできないのか 等
- 寄附勧誘への支障を考慮し規制をこれ以上強化すべきでない。
- 消費者庁の法運用は、やれることが果たされ、妥当。
- 周知啓発は工夫しつつ継続して行うべき。
- 施行からこれまでに寄附勧誘への特段の支障は生じていない。
- 「靈感」の文言が宗教そのものへのイメージ低下につながる。

「法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律附則第5条に係る不当寄附勧誘防止法執行アドバイザー会議」

- 上記全ての結果を踏まえて議論を行い、消費者庁への意見を発出。(次頁上部「執行アドバイザー会議からの意見(概要)」参照)

執行アドバイザー会議からの意見(概要)

■法の執行について

○現在の情報受付体制、調査対象の選定、調査手法は妥当

○以下については更なる充実の余地

- ・調査不能とならないための方策
- ・収集した事案の情報提供の在り方

○寄附勧誘者の細分化やデジタル化等を踏まえ事案を注視

■法の規定、法改正の要否・立法事実の有無について

○法の全面施行から2年を経過した現時点において、**法改正すべき立法事実は認められない**

○今後、**相当程度の期間における事案の蓄積状況を注視し、以下の点について必要に応じ検討**

- ① (「法人等」で捕捉できない事案が出てきた場合) 対象を「個人事業者」にまで広げること

② 配慮義務として規定されている正体や目的を隠した勧誘を、禁止行為として規定すること

③ 禁止行為の「困惑」要件について、予防効果を図るために行政措置との関係では不要とすること

④ (要件が厳しいが故に行政措置が適切に講じられないなどの問題が生じた場合) 要件を再検討すること

○第3条・第6条での複数の要件の組合せでの対策は適切と評価

○寄附に関する様々な立場に配慮したより良い情報収集のための方策について検討の余地

■周知啓発について

○誰もが利用する場所での実効性の高い周知啓発

○若年層を含めた幅広い層への周知啓発

【結論】

- 法の全面施行から2年を経過した現時点において、**法改正すべき立法事実は認められない。**
- 今後、**相当程度の期間における事案の蓄積状況を注視し、必要に応じて検討。**
- 法の執行及び周知啓発については、更なる充実を図る。

法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律附則第5条に係る報告書

序章
第1章 法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律附則第5条に係る不当寄附勧誘防止法執行アドバイザー会議
第2章 不当寄附勧誘防止法のあらまし
第3章 不当寄附勧誘防止法の周知・啓発の状況
第4章 寄附に関する情報の受付状況
第5章 嫌疑情報に対する調査の状況

第6章 違法情報を看過しないための補完的な取組
第7章 不当寄附勧誘防止法に関する意見聴取 ※参議院附帯決議に基づく被害者等への意見聴取
第8章 経済社会情勢の変化等に関する資料 ※裁判例調査、法・寄附勧誘に関する意識調査
参考資料

こども家庭庁

「旧統一教会」問題の被害者等支援の充実・強化策」（令和6年1月19日「旧統一教会」問題に係る被害者等への支援に関する関係閣僚会議）を踏まえ、こども家庭庁においては、**市町村（こども家庭センター）や児童相談所等における虐待対応**の取組を進めている。

市町村（こども家庭センター）及び児童相談所等における虐待対応

- ・**宗教の信仰等に関する児童虐待等への対応に関するQ & Aを作成し**、市町村や児童相談所における虐待対応に当たっての基本的な考え方として、
 - ▶ 背景に宗教等の信仰があったとしても保護者が児童虐待の定義に該当するものを行った場合には、こどもの安全を確保するため、一時保護等の措置を含めた対応を講ずる必要があること。
 - ▶ 児童虐待への該当性を判断するに当たっては、Q & Aで示す例示を機械的に当てはめるのではなく、児童や保護者の状況、生活環境等に照らし、総合的に判断する必要があること。また、その際にはこどもの側に立って判断すべきであること。を示すとともに、
 - ✓ 宗教の信仰等に関連する児童虐待の事例
 - ✓ 児童虐待対応や自立支援等に当たって留意すべき事項
 - ✓ 関連する支援 等を整理し、**全国の自治体に周知（令和4年12月）**
- ・上記Q & Aについて、児童相談所や市町村といった児童虐待事案に中心的立場で対応する機関の職員はもちろん、学校や警察など他の関係機関職員においても幅広く理解していただけるよう、**Q & Aの内容を15分程度で解説する動画を作成し、全国の自治体等に周知（令和5年4月）**
- ・全国の児童相談所等における**Q & Aの周知状況等に関する調査研究を実施（令和5年度）**
- ・児童虐待防止の観点から、こどもや家庭が相談しやすくなるよう、SNSを活用した「親子のための相談LINE」システムの運用を開始（令和5年2月）
- ・虐待への予防的な対応から個々の家庭に応じた支援の切れ目ない対応など、**市町村としての包括的な相談支援体制の強化を図るため**、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもに対し、**母子保健と児童福祉の一体的な相談支援を行う機能を有する機関であるこども家庭センターの整備を促進**。また、こども家庭センターが、妊産婦、子育て家庭のS O Sを受けとめるとともに、ヤングケアラーや保護者の思想信条等を背景とする等、**自覚しづらく支援を求めづらい状況にあるこども等のS O Sを、こどもと日々の接点を有する学校等の関係機関の目を通して着実に把握し、自立支援等を含め必要な支援を届けるための相談対応体制を整備（令和6年度～）**
- ・虐待に苦しむこども・若者に対して、**安全な居場所（こども若者シェルター）を提供し**、修学・就労の相談に応じることや、生活援助物資の提供のため、**民間支援団体等と連携して支援を実施（令和6年度～）**

総務省

「旧統一教会」問題の被害者等支援の充実・強化策」（令和6年1月19日「旧統一教会」問題に係る被害者等への支援に関する関係閣僚会議）（以下「充実・強化策」という。）を踏まえ、総務省においては、**行政相談における対応、地方公共団体との連絡調整、研修等の実施**に取り組んでいるところ。

（充実・強化策の抜粋）

1. 行政相談における対応

◎ 「元信者等の方々の知見等の活用、関係省庁間の更なる連携による相談・支援体制の強化」

- 法テラス（※）を中核としたワンストップ型相談体制において、被害者等からの相談を幅広く受け付けて適切な支援機関等を紹介し、ニーズに応じた相談対応を実施。
※ 「靈感商法等対応ダイヤル」

総務省では、全国 50か所の総務省行政相談センターにおいて相談を受付。
令和6年1月1日(水)から令和7年12月31日(水)の**相談件数は、「85件」。**

【相談内訳】

金銭的被害に関するもの 2 件、身体的被害等に関するもの 1 件、個人情報に関するもの 1 件、行政に関するもの 2 件、自身の意見を述べるもの 75 件、相談窓口を尋ねるもの 4 件
※旧統一教会関係の相談対応を開始した令和4年9月からの累計件数は542件
(R4 : 342件、R5 : 115件、R6 : 64件、R7 : 21件)

2. 地方公共団体との連絡調整

◎ 「元信者等の方々の知見等の活用、関係省庁間の更なる連携による相談・支援体制の強化」

- 相談者等のプライバシーに配慮しつつ、各相談機関や支援機関等での対応実績やこれに基づく知見を関係機関等で共有し、相談体制を強化。
- ◎ 「スクールカウンセラー等の拡充等による宗教 2 世等の子ども・若者向け相談・支援体制の強化」
○ 要保護児童対策地域協議会を中心とする地域ネットワークを活用した重層的支援を実施。

地方公共団体向けの各種会議において、関係閣僚会議等における確認事項である「被害者の救済に向けた総合的な相談体制の充実強化のための方策」の着実な実行と、被害者等支援の充実・強化策等についての情報提供を行うとともに、引き続き適切な対応を依頼。

3. 研修等の実施

◎ 「元信者等の方々の知見等の活用、関係省庁間の更なる連携による相談・支援体制の強化」

- 各相談窓口の相談対応者が被害者等の心情等の理解を深めるために元信者や宗教 2 世等の方々に研修講師になっていただくなど、元信者や宗教 2 世等の方々と連携
- 相談者等のプライバシーに配慮しつつ、各相談機関や支援機関等での対応実績やこれに基づく知見を関係機関等で共有し、相談体制を強化。

当該期間における元信者や宗教2世等の方々との連携実績はないが、令和6年1月の法務省人権擁護局主催の元信者との顔合わせに、行政相談担当職員が参加、今後の活用について検討。

令和6年7月に「旧統一教会」問題・相談対応マニュアル（3.0版）等を全国50か所の総務省行政相談センターに共有、引き続き業務の参考としている。

（今後の取組方針）

行政相談に寄せられた相談については、丁寧に内容を聞き取った上で、引き続き内容に応じて支援機関につなぐなど適切な対応を継続する。また、地方公共団体との連絡調整として、引き続き各種機会を捉えて情報提供等を実施し、適切な対応を依頼する。

法務省大臣官房司法法制部

法テラスにおける取組等

令和8年3月
法務省大臣官房司法法制部

【法テラスにおける取組状況】

- 相談件数
別添1「相談状況の分析『靈感商法等対応ダイヤル』（令和4年11月14日～令和8年1月31日）」のとおり
令和7年3月25日の解散命令の前後の相談件数の比較は、別添2「灵感商法等対応ダイヤル・解散命令前後比較」のとおり
- ワンストップ相談会の開催
- 宗教二世等の方々への支援
→令和7年11月6日から令和8年1月30日まで、灵感商法等対応ダイヤルに問い合わせしてきた宗教二世等の方々に対し、日本弁護士連合会主催の「宗教等二世無料電話法律相談」を案内。

【今後の取組方針】

- 灵感商法等対応ダイヤルにおける相談対応の継続
- 元信者や宗教二世等の方々の経験・知識の活用
- 対応実績・知見の共有による相談体制の強化

【その他情報共有】

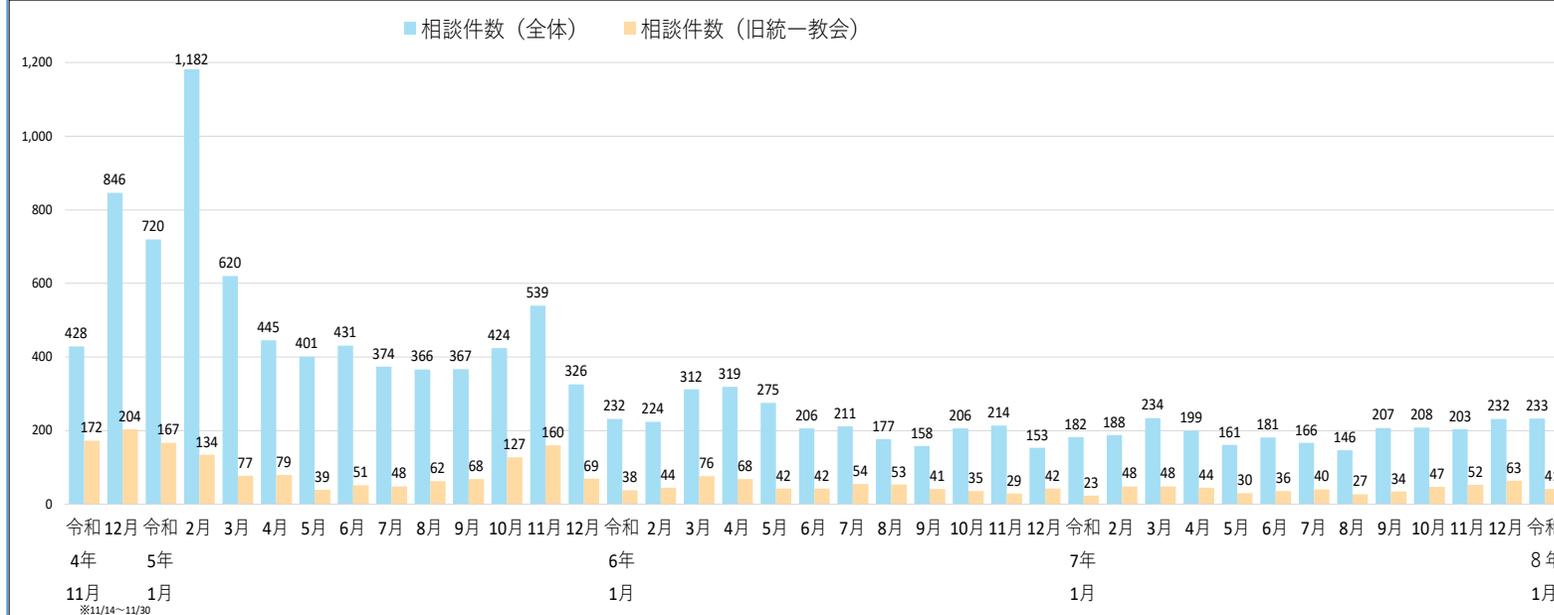
- 特定不法行為等被害者特例法の施行状況

相談状況の分析「靈感商法等対応ダイヤル」（令和4年11月14日～令和8年1月31日）

全体の分析①

累計 12,696件

○受付相談件数



※政府では、令和4年9月5日～11月1日までの間、合同電話相談窓口を設置しており、その受付相談件数の累計は、3,817件。同月14日から、法テラスにおいてこれを継承したものの。

○相談者の年齢

【全体】

17歳以下	18・19歳	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代	90代以上	不明
24人	48人	676人	1,145人	2,069人	2,408人	1,628人	1,527人	690人	38人	2,443人
0%	0%	5%	9%	16%	19%	13%	12%	5%	0%	19%

【旧統一教会のみ】

17歳以下	18・19歳	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代	90代以上	不明
1人	8人	101人	171人	294人	481人	437人	439人	225人	13人	384人
0%	0%	4%	7%	12%	19%	17%	17%	9%	1%	15%

○相手方

旧統一教会	その他団体等 (名称不明を含む)	回答なし (一般的な意見・相談を含む)
2,554件	6,049件	4,212件
20%	47%	33%

※複数の団体名が入力されていた場合には重複して計上している。

○相談者の性別

【全体】

男性	女性	その他
5,462人	7,173人	61人
43%	56%	0%

【旧統一教会のみ】

男性	女性	その他
1,051人	1,490人	13人
41%	58%	1%

○相談者の立場

【全体】

信者	元信者	非信者	その他・不明
1,376件	1,262件	4,713件	5,345件
11%	10%	37%	42%

【旧統一教会のみ】

信者	元信者	非信者	その他・不明
250件	531件	1,390件	383件
10%	21%	54%	15%

○宗教二世・三世に関する相談

【全体】 【旧統一教会のみ】

宗教二世・三世	宗教二世・三世
1,006件	253件

※相談主体が宗教二世・三世である場合と、相談内容が宗教二世・三世に関するものである場合のいずれをも含む。

※割合については、端数処理しているため、合計が100とはならない場合がある。

別添 1

全体の分析②

○相談内容

【全体】

①金銭的 トラブル	②身体的 被害	③生活苦・ 就労の悩み	④誹謗中傷 ・嫌がらせ	⑤個人情報 の悪用	⑥心の悩み (心の健康 も含む)	⑦親族 関係	⑧進学 関係	⑨行政に 関する 相談	⑩その他	計
3,140件	167件	179件	182件	225件	4,819件	970件	5件	440件	5,163件	15,290件

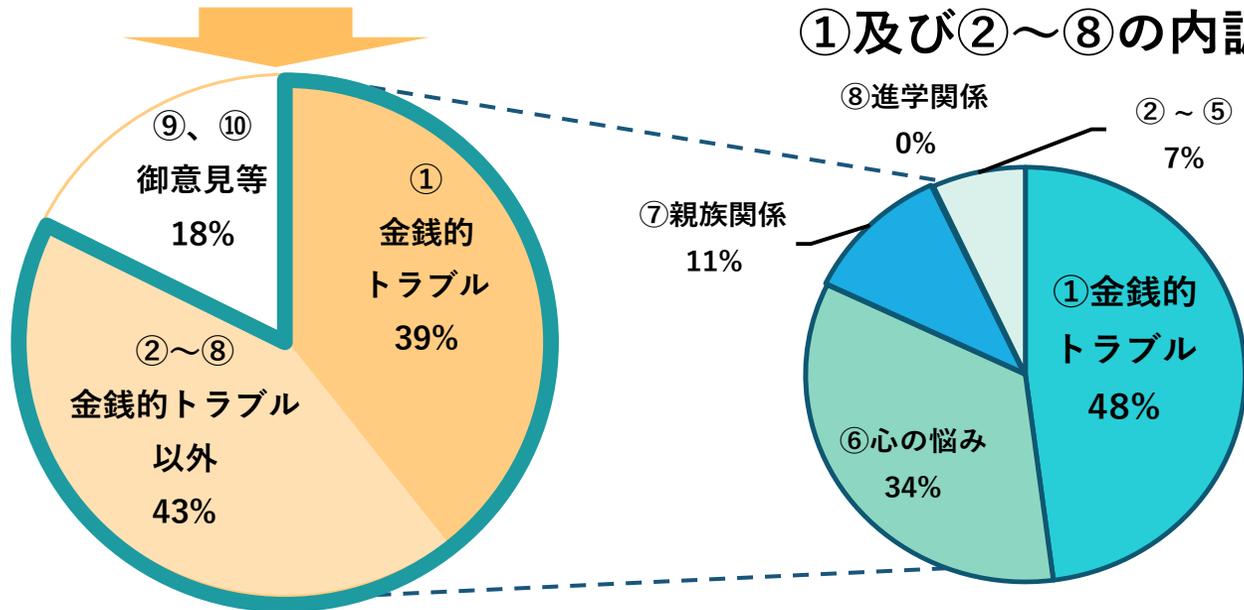
※複数入力されていた場合には重複して計上している。

【旧統一教会のみ】

①金銭的 トラブル	②身体的 被害	③生活苦・ 就労の悩み	④誹謗中傷 ・嫌がらせ	⑤個人情報 の悪用	⑥心の悩み (心の健康 も含む)	⑦親族 関係	⑧進学 関係	⑨行政に 関する 相談	⑩その他	計
1,298件	42件	77件	32件	35件	924件	296件	2件	181件	398件	3,285件

※複数入力されていた場合には重複して計上している。

①及び②～⑧の内訳



○案内先 【全体】

※複数案内することがある。

紹介先	件数
法テラス (注1)	5,023件
全国靈感商法対策弁護士連絡会 (注3)	2,180件
弁護士 (注2)	1,173件
日弁連フリーダイヤル	820件
消費者ホットライン	508件
警察	445件
よりそいホットライン	375件
精神保健福祉センター	315件
行政相談センター	199件
地域包括支援センター	199件
法務局 (人権相談)	176件
個人情報保護法相談ダイヤル	108件
法務少年支援センター	107件
生活困窮者自立支援機関	61件
内閣府チャットボット (注4)	25件
宗教等二世無料電話法律相談 (注5)	22件
児童相談所	20件
24時間子供SOSダイヤル	19件
配偶者暴力相談支援センター	16件
ハローワーク	15件
違法・有害情報センター	12件
進学支援機関	7件
家庭裁判所 (手続案内)	3件

【旧統一教会のみ】

紹介先	件数
弁護士 (注2)	1,163件
全国靈感商法対策弁護士連絡会 (注3)	366件
日弁連フリーダイヤル	265件
法テラス (注1)	225件
よりそいホットライン	84件
精神保健福祉センター	62件
行政相談センター	61件
地域包括支援センター	59件
警察	52件
法務少年支援センター	29件
法務局 (人権相談)	28件
生活困窮者自立支援機関	19件
個人情報保護法相談ダイヤル	18件
消費者ホットライン	18件
宗教等二世無料電話法律相談 (注5)	11件
内閣府チャットボット (注4)	5件
進学支援機関	4件
違法・有害情報センター	3件
児童相談所	3件
24時間子供SOSダイヤル	2件
ハローワーク	2件

(注1)法テラスが継続して対応し、資力の乏しい方に対する無料法律相談や弁護士費用等の立替えの御案内等を実施

(注2)令和4年12月19日(月)から、全国統一教会被害対策弁護士への案内開始

(注3)令和5年1月13日(金)から、全国靈感商法対策弁護士連絡会への案内開始

(注4)令和6年3月まで「内閣官房チャットボット」として紹介

(注5)令和7年11月6日(木)から令和8年1月30日(金)まで、日本弁護士連合会主催の「宗教等二世無料電話法律相談」を案内

金銭的トラブル（全体）

○相談主体

信者	元信者	非信者	その他・不明	合計
471件	693件	1,488件	488件	3,140件
15%	22%	47%	16%	

※相談者の申告に基づく相談者自身の属性であり、トラブルを抱えている主体とは必ずしも一致しない。

○金銭支出総額

	件数	割合
10万円以下	232件	7%
100万円以下	458件	15%
1,000万円以下	817件	26%
1,000万円超	554件	18%
不明	1079件	34%
計	3,140件	

○直近の金銭支出時期

(相談時から)	件数	割合
1年以内	607件	19%
3年以内	213件	7%
5年以内	152件	5%
10年以内	286件	9%
20年以内	246件	8%
20年超前	700件	22%
不明	936件	30%
計	3,140件	

相談例

- ・母が痛みが治るといふ靈感商法に遭い、セミナー受講料を支払った。金銭を取り戻したい。
- ・兄弟が宗教信者で、親の財産を使い果たすほどの献金をしている。親の財産から献金した分について返金を求めたい。

○金銭支出の目的（直近の支出）

寄付・献金	物品購入	役務対価	その他・不明
1,594件	1031件	622件	451件
43%	28%	17%	12%

○原資（直近の支出）

自分の財産	家族の財産	借入	その他・不明
1,892件	732件	272件	579件
54%	21%	8%	17%

○勧誘態様（直近の支出）

靈感等	不退去	任意	その他・不明
2,309件	11件	244件	545件
74%	0%	8%	18%

※割合については、端数処理しているため、合計が100とはならない場合がある。
「金銭支出の目的（直近の支出）」、「原資（直近の支出）」、「勧誘態様（直近の支出）」について、複数入力されていた場合には重複して計上している。

金銭的トラブル以外（全体）

相談例

- ・父が信仰していた宗教に入信したところ、亡母方の親族から亡母が信仰していた別宗教に勧誘された。断ると誹謗中傷されるので苦慮している。
- ・宗教団体であることを伏せられて、個人情報教えてしまった。電話等が毎日あり、心理的に負担となっている。

金銭的トラブル（旧統一教会）

○相談主体

信者	元信者	非信者	その他・不明	合計
140件	357件	627件	174件	1,298件
11%	28%	48%	13%	

※相談者の申告に基づく相談者自身の属性であり、トラブルを抱えている主体とは必ずしも一致しない。

○金銭支出総額

	件数	割合
10万円以下	21件	2%
100万円以下	122件	9%
1,000万円以下	371件	29%
1,000万円超	337件	26%
不明	447件	34%
計	1,298件	

○直近の金銭支出時期

(相談時から)	件数	割合
1年以内	61件	5%
3年以内	36件	3%
5年以内	44件	3%
10年以内	129件	10%
20年以内	151件	12%
20年超前	521件	40%
不明	356件	27%
計	1,298件	

相談例

- ・妻が旧統一教会信者であり、教団に対し献金の返還を求めたが、時効だと言って支払ってもらえない。返金請求の相談をしたい。
- ・元信者だが、脱会を申し出ると献金の一部について返金を受け、これ以上は請求しないという誓約書を書かされた。残りのお金も返金請求できないか相談したい。

○金銭支出の目的（直近の支出）

寄付・献金	物品購入	役務対価	その他・不明
849件	602件	38件	147件
52%	37%	2%	9%

○原資（直近の支出）

自分の財産	家族の財産	借入	その他・不明
781件	377件	119件	224件
52%	25%	8%	15%

○勧誘態様（直近の支出）

靈感等	不退去	任意	その他・不明
1005件	5件	58件	222件
78%	0%	4%	17%

※割合については、端数処理しているため、合計が100とはならない場合がある。
「金銭支出の目的（直近の支出）」、「原資（直近の支出）」、「勧誘態様（直近の支出）」について、複数入力されていた場合には重複して計上している。

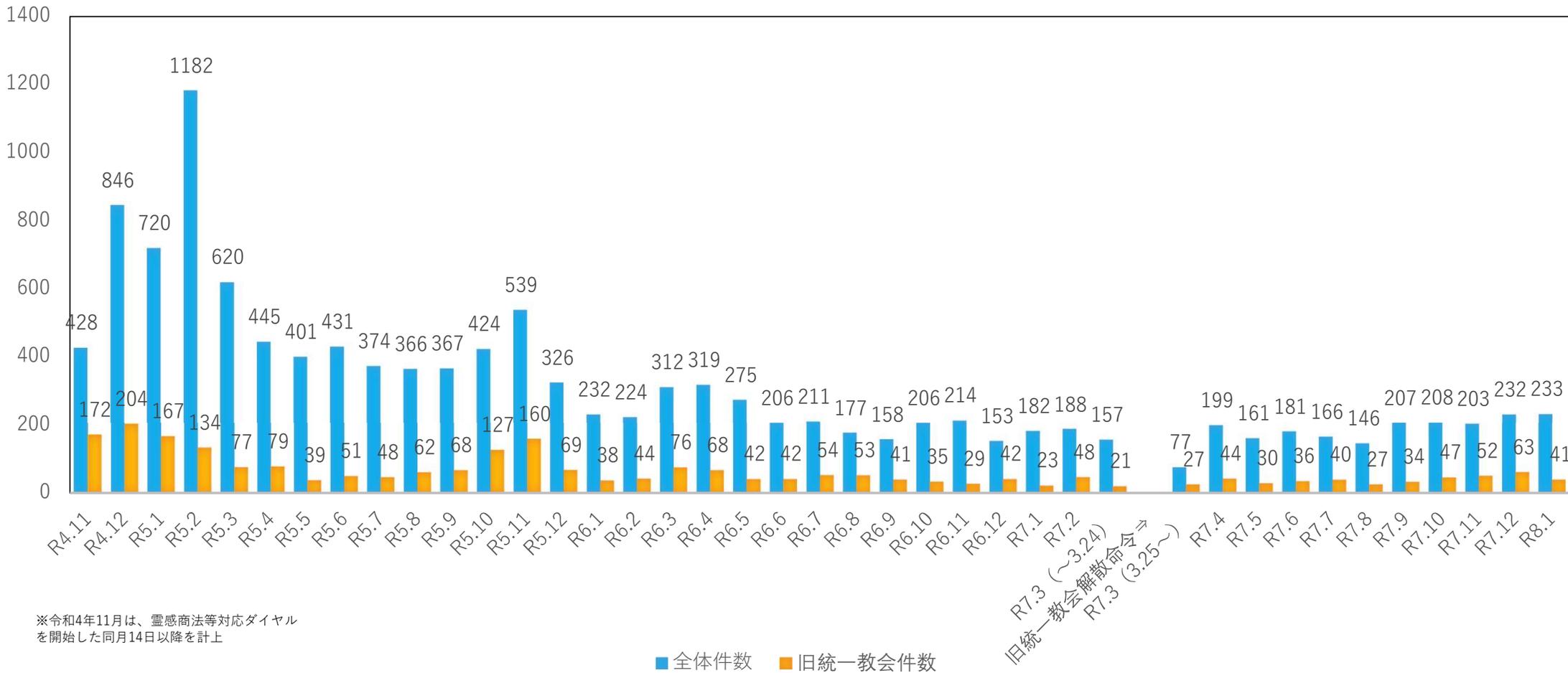
金銭的トラブル以外（旧統一教会）

相談例

- ・旧統一教会信者の娘夫婦が孫を韓国の教団関連の学校へ留学させようとしているのをやめさせたいが、どうしたらよいか教えてほしい。
- ・教団から脱会した後、生活が苦しいことや、教義を忘れられないこと等について相談したい。

靈感商法等対応ダイヤル・解散命令前後比較

(1) 月別相談件数



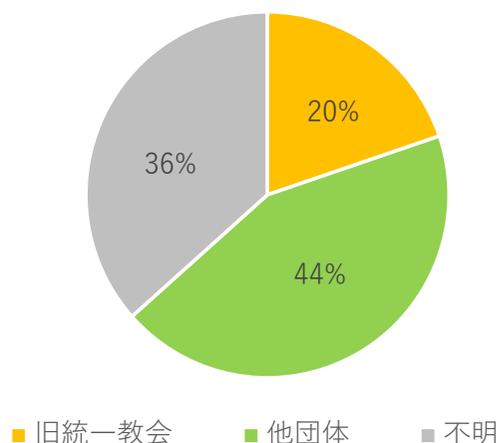
※令和4年11月は、靈感商法等対応ダイヤルを開始した同月14日以降を計上

靈感商法等対応ダイヤル・解散命令前後比較

(2) 宗教団体別割合（解散命令前後）

旧統一教会解散命令前

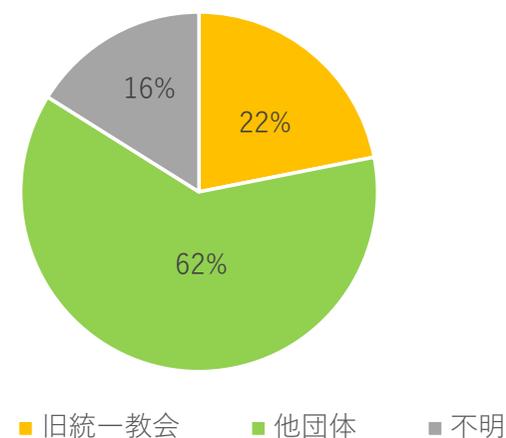
令和4年11月14日～令和7年3月24日



旧統一教会	2113件
他団体	4663件
不明	3907件
全体	1万683件

旧統一教会解散命令後

令和7年3月25日～令和8年1月31日



旧統一教会	441件
他団体	1247件
不明	325件
全体	2013件

法務省人權擁護局

法務省人権擁護機関の取組

「旧統一教会」問題の被害者等支援の充実・強化策（令和6年1月19日「旧統一教会」問題に係る被害者等への支援に関する関係閣僚会議）を踏まえ、法務省の人権擁護機関では、虐待、いじめ、貧困等の具体的事象の発見や、教育の充実、本閣僚会議を通じた体制・環境の整備等に取り組んでいる。

1 元信者等の方々の知見等の活用、関係省庁間の更なる連携による相談・支援体制の強化

● 元信者や宗教2世等の方々の経験・知識の活用

○ 各相談窓口の相談対応者が被害者等の心情等の理解を深めるために元信者や宗教2世等の方々に研修講師になっていただくなど、元信者や宗教2世等の方々と連携。

（取組状況）

・令和6年8月以降、元信者で心理カウンセラーの資格を有する方を講師として、法務局職員及び人権擁護委員を対象として、元信者や宗教2世・3世の方々への相談対応の方法、マインドコントロール等に関する研修を実施。

2 スクールカウンセラー等の拡充等による宗教2世等のこども・若者向け相談・支援体制の強化

● 虐待等の被害を受けていることを認識しづらい、声を上げづらい宗教2世等のこども・若者が相談しやすい環境の整備

○ こども・若者が利用しやすいSNS等の各種媒体（※）を活用した相談体制を整備。
※ 「親子のための相談LINE」、GIGAスクール端末による人権相談、孤独・孤立対策ウェブサイトにおけるチャットボットなど

（取組状況）

・ 携帯電話を持たないこどもからの相談需要に対応するため、令和6年9月2日から、GIGAスクール構想による1人1台端末からも利用できるインターネットブラウザを介した人権相談「こどもの人権SOSチャット」の運用を開始。

○ 学校等を訪問して行う「人権教室」の実施先の拡大（小学校から中学・高校へ）、小中学校の生徒への「こどもの人権SOSミニター」の配布。

（取組状況）

・ 人権教室において、宗教活動に関連する虐待等の様々な児童虐待の事例を取り上げた動画教材を活用するとともに、文部科学省と連携して、各国公私立高等専門学校に対し人権教室の活用を依頼（令和6年度は、約99万人を対象に人権教室を実施）。
・ 「こどもの人権SOSミニター」の使い方を説明する事例に「親から宗教を理由に学校の行事に参加させてもらえない」事例を図とともに紹介。

（こどもの人権SOSミニターの事例）



文部科学省

「旧統一教会」問題の被害者等支援の充実・強化策への対応について

1 元信者等の方々の知見等の活用、関係省庁間の更なる連携による相談・支援体制の強化

○ 元信者や宗教 2 世等の方々の経験・知識の活用

- 各相談窓口の相談対応者が被害者等の心情等の理解を深めるために元信者や宗教 2 世等の方々に研修講師になっていただくなど、元信者や宗教 2 世等の方々と連携。

- 令和 6 年 8 月に、**元信者や宗教 2 世等の方々を講師とする、学校・教育委員会の教育相談担当者やスクールカウンセラー等向けの研修動画を公開**(令和 7 年 7 月より全国教員研修プラットフォーム (Plant) にその一部を掲載)。

○ 対応実績・知見の共有による相談体制の強化

- 相談者等のプライバシーに配慮しつつ、各相談機関や支援機関等での対応実績やこれに基づく知見を関係機関等で共有し、相談体制を強化。

- 令和 4 年 11 月より、**各学校等における宗教に起因する相談内容を集計し、関係省庁に共有**。(累計 74 件 (令和 7 年 12 月末時点))
- 令和 6 年 11 月より、スクールカウンセラーによる宗教問題に起因する対応事例をホームページに掲載。

2 スクールカウンセラー等の拡充等による宗教 2 世等のこども・若者向け相談・支援体制の強化

○ 虐待等の被害を受けていることを認識しづらい、声を上げづらい宗教 2 世等のこども・若者が相談しやすい環境の整備

- スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置を拡充。

- 予算事業において、**スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの更なる配置の充実**を図るとともに、虐待対策の課題に応じた**スクールカウンセラー等の重点配置**を実施。【令和 8 年度予算額 (案) : 88 億円 (前年度 : 86 億円)】

○ 関係機関と連携した支援

- 「宗教の信仰等に関係する児童虐待等への対応に関する Q & A」等に基づき、児童相談所等において、こどもの立場に立った支援等を実施。

- 各教育委員会等に対して、令和 4 年 12 月 28 日付け**通知で本 Q & A の内容について周知**するとともに、学校における教育相談や研修等での活用を要請。引き続き、**研修会等の機会を捉えて周知**(令和 8 年 1 月に再周知済)。

3 多様なニーズに的確に対応するための社会的・福祉的・精神的支援の充実・強化

○ 修学の悩みに対する支援

- 修学に係る経済的な困難に対し、高校や大学等における修学支援を実施。その要件の判定の際には、個別具体的な事案に即して被害者に寄り添った対応を行う。

- 各学校段階において、教育にかかる経済的負担の軽減を図り、教育の機会均等に寄与することを目的とした各種修学支援施策を実施。**年収要件等を満たす場合には、支援の対象**としている。
- 引き続き、各学校において、大学等の進学を希望する高校生や、**修学の継続が困難となった学生等からの相談事項が、進学・修学に係る経済的支援に関するものであると認められる場合には、奨学金などについて案内するとともに、必要に応じて生徒・学生等が申請できる支援内容等を (独) 日本学生支援機構に確認するなど、生徒・学生等に寄り添った対応を行うよう、教育委員会・大学等に対して周知**。併せて、生徒等から宗教との関わりで起因するものとして、**高校における授業料等の教育費に関する相談があった場合には、各都道府県の修学支援の担当部署において、丁寧に対応いただきたい旨や、対応を行った際には遺漏なく文部科学省に報告いただきたい旨などを周知** (令和 7 年 4 月に再周知済)。

指定宗教法人の清算に係る指針の概要

令和7年10月20日
文部科学大臣決定

- 指針では、清算事務の遂行に当たり、被害者が相当程度多数、被害の早急な申出が困難、調査妨害等のおそれがあることを踏まえた対応について整理
- 清算は長期にわたると考えられるが、清算人は、一人の被害者も取り残すことがないよう、でき得る限りの努力をもって被害回復を図ることを明記

指針に位置づけた対応策

1. 財務状況の調査等

- ①清算人の補助者・代理人等の確保、専門家等の助力を得られる態勢の整備
- ②財務諸表等のほか、子会社等が保有する情報の調査、従前の役員等に対する事情聴取

2. 調査妨害等への対応

- ①清算人の調査への法人職員による妨害等には、懲戒・解雇等に止まらず、刑事上・民事上の責任追及を検討

3. 被害者に対する賠償等の対応

- ①被害者把握のための、寄附等の記録から判明する方への個別の通知、相談窓口の設置・説明会の開催や寄附等の記録の開示
- ②被害の類型化による弁償基準の設定（※）
※ 適切な額の弁護士費用が含まれることなどを明記し、広く周知して、弁護士の利用や、被害の申出をためらうことのないように配慮
- ③長期の申出期間の設定。申出期間の経過後も、新たに申し出る被害者に備え清算法人の財産を引き渡さずに、賠償を継続
- ④清算終了後においても、更に被害者救済を行うための財団の設立等を検討

※信者らの信教の自由に対する配慮として、清算人は、清算事務に支障のない範囲で、施設利用の許諾や宗教活動に利用されていない不動産等からの処分等を検討。

※指針は、宗教法人法の所管官庁として一般的に留意すべきと考える事項を示したものの。個別具体的な清算に際し、清算人は、裁判所と緊密に連携しつつ、状況に応じて権限を行使。

厚生労働省



「旧統一教会」問題の被害者等支援の充実・強化策」（令和6年1月19日「旧統一教会」問題に係る被害者等への支援に関する関係省庁連絡会議）を踏まえ、厚生労働省においては、**若者の就労、修学支援との連携や住まいの確保等に対する支援を通じた生活困窮者自立支援制度の推進、精神的・心理的な困難に対する心のケア等**に取り組んでいるところ。

1. 元信者等の方々の知見等の活用、関係省庁間の更なる連携による相談・支援体制の強化

◎ 法テラスを中核としたワンストップ型相談対応の実施

法テラス（※）を中核としたワンストップ型相談体制において、被害者等からの相談を幅広く受け付けて適切な支援機関等を紹介し、ニーズに応じた相談対応を実施。

※「靈感商法等対応ダイヤル」

「旧統一教会」の問題に係る相談が窓口等に寄せられた場合に適切に対応できるよう、令和6年度に、「旧統一教会」問題に係る相談対応マニュアル等を、各自治体の生活困窮者自立支援制度主管部局、自立相談支援機関、民間団体等に周知した。

◎ 元信者や宗教2世等の方々の経験・知識の活用

各相談窓口の相談対応者が被害者等の心情等の理解を深めるために元信者や宗教2世等の方々に研修講師になっていただくなど、元信者や宗教2世等の方々と連携。

宗教を背景とした心の健康に関する相談等について、被害者等の心情等の理解を深め、相談担当者における対応力の向上を図ることを目的として、**元信者や宗教2世の方々からの経験談等を傾聴する研修会を実施した。**

対象者：精神保健福祉センター等における相談担当者

実施日：令和7年5月23日（金）、7月22日（火） オンライン開催

受講者数：201人

3. 多様なニーズに的確に対応するための社会的・福祉的・精神的支援の充実・強化

◎ 住まいの確保等に対する支援

資産や収入が少なく住むところに困る宗教2世の方等に、生活困窮者自立支援制度の一時生活支援事業において、シェルターの提供や就労等による自立支援を実施。

生活困窮者自立支援制度の一時生活支援事業において、一定の住居を持たない生活困窮者で資産・収入要件等を満たす者に対して、シェルターの提供や就労等による自立支援を実施している。**令和7年4月1日からは、一時生活支援事業を居住支援事業に改称し、同事業のうち、地域の実情に応じて必要な事業を実施することを努力義務とした。**



「旧統一教会」問題の被害者等支援の充実・強化策」（令和6年1月19日「旧統一教会」問題に係る被害者等への支援に関する関係省庁連絡会議）を踏まえ、厚生労働省においては、**若者の就労、修学支援との連携や住まいの確保等に対する支援を通じた生活困窮者自立支援制度の推進、精神的・心理的な困難に対する心のケア等**に取り組んでいるところ。

3. 多様なニーズに的確に対応するための社会的・福祉的・精神的支援の充実・強化（つづき）

◎ 就労の悩みに対する支援

ハローワーク等での就職相談、職歴等に応じたキャリアコンサルティング等の支援を実施

法テラス・総合的対応窓口の設置に際し、当該窓口からハローワーク等へ就労に関する相談が生じ得ることを全国の都道府県労働局（ハローワーク）に周知（令和4年11月10日付け通知）するとともに、関係機関間で共有されている相談フローやQ&Aが更新された際などには、その機会を捉え、都道府県労働局に改めて被害者等への対応を周知（令和8年2月2日付け事務連絡）するなど、**就労に関する相談ニーズがあった際に適切に連携できるようネットワークを構築している。**

◎ 心の悩みに対する支援

・ 精神保健福祉センターにおいて、保健師、精神保健福祉士、公認心理師等の専門資格を有する職員による継続的な相談対応や、適切な医療機関等につなぐ相談・助言を実施。

・ 「よりそいホットライン」において、心の悩みや不安を始め生活上の様々な悩み相談に丁寧に対応。

・ 法テラスに設置される相談窓口からの案内を含め、精神保健福祉センターに旧統一教会を背景とした心の健康の不安がある等の相談があった際には、**相談内容が宗教に関わることのみを理由として消極的な対応をしないよう留意するとともに、必要に応じて精神科医療機関を紹介するなど関係機関とも連携して適切に対応するよう各都道府県・指定都市の障害保健福祉担当部局宛てに周知した。**（令和4年11月10日付け事務連絡、令和7年3月14日開催令和6年度障害保健福祉関係主管課長会議）

・ **生きにくさ、暮らしにくさを抱える人からの相談を24時間365日無料で受ける「よりそいホットライン」**において、旧統一教会をはじめとする宗教関係・トラブルの相談など心の悩みや不安を始め生活上の様々な悩み相談に丁寧に対応した。

清算手続開始後の「旧統一教会」問題の被害者等支援策（案）

資料2

令和8年3月4日 「旧統一教会」問題に係る被害者等への支援に関する関係閣僚会議幹事会

令和8年3月4日に、東京高等裁判所において、「旧統一教会」（世界平和統一家庭連合）の解散を命じた東京地方裁判所の決定を維持する旨の決定がなされた。この決定を受けて、これまで声をあげることができなかった「旧統一教会」問題の被害者が新たに被害を申告する可能性があり、また同決定により「旧統一教会」の清算手続が開始されたことを踏まえ、これらに適切に対応していく必要があることから、関係府省庁が連携し、「旧統一教会」問題の被害者等について以下の支援策を講じる。

1 清算手続における被害者支援

「旧統一教会」による特定不法行為等やその他の不法行為の被害者への賠償等は、清算手続において行われることになることから、被害者への賠償等が適切に行われるよう、次の支援策を講じる。

① 清算手続開始の周知

文部科学省において、解散命令に関する高裁決定が出され、「旧統一教会」の清算手続が開始されたことを広く一般に周知

② 清算人への情報提供等

「指定宗教法人の清算に係る指針」（令和7年10月20日決定）を踏まえ、文部科学省と関係府省庁が協力し、清算人による「旧統一教会」の財務状況の的確な把握のため、その求めに応じ、自ら保有する情報の提供等の諸般の可能な支援を実施

③ 清算人の取組の周知

関係府省庁において、被害者が清算人から確実に弁済を受けることができるよう、法テラスにおける靈感商法等対応ダイヤルを始めとする関係機関の相談窓口に関合せのあった被害者等に清算人の取組を周知するなどして、清算手続を通じた被害者救済が行われるよう積極的に協力

④ 清算の妨害への対応

警察庁において、清算人による清算が安全かつ円滑に行われるよう、清算を妨害する行為等があった場合の適切な対応を都道府県警察に対して指示

2 被害者等に寄り添った支援

「旧統一教会」問題の被害者等は、金銭的トラブルのみならず、心の悩みや生活苦等、様々な悩みを抱えている。そのため清算手続開始後も、被害者等に寄り添った支援を継続する必要があることから、関係府省庁が連携し、「『旧統一教会』問題の被害者等支援の充実・強化策」（令和6年1月19日）における以下の取組を着実に実施する。

① 元信者等の方々の知見等の活用、関係府省庁間の更なる連携による相談・支援体制の強化

② スクールカウンセラー等の拡充等による宗教2世等のこども・若者向け相談・支援体制の強化

③ 多様なニーズに的確に対応するための社会的・福祉的・精神的支援の充実・強化

「旧統一教会」問題の被害者等支援の充実・強化策

令和6年1月19日 「旧統一教会」問題に係る被害者等への支援に関する関係閣僚会議

「特定不法行為等に係る被害者の迅速かつ円滑な救済に資するための日本司法支援センターの業務の特例並びに宗教法人による財産の処分及び管理の特例に関する法律（令和5年法律第89号）」が制定されたことを踏まえ、同法の対象宗教法人である「旧統一教会」に係る被害者等に寄り添った支援を一層充実・強化するため、「被害者の救済に向けた総合的な相談体制の充実強化のための方策」（令和4年11月「旧統一教会」問題関係省庁連絡会議取りまとめ）を着実に実行するとともに、以下の支援の充実・強化策を講じる。

1 元信者等の方々の知見等の活用、関係省庁間の更なる連携による相談・支援体制の強化

○ 法テラスを中核としたワンストップ型相談対応の実施

- 法テラス（※）を中核としたワンストップ型相談体制において、被害者等からの相談を幅広く受け付けて適切な支援機関等を紹介し、ニーズに応じた相談対応を実施。

※ 「靈感商法等対応ダイヤル」

【内閣官房、警察庁、消費者庁、子ども家庭庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省】

○ 元信者や宗教2世等の方々の経験・知識の活用

- 各相談窓口の相談対応者が被害者等の心情等の理解を深めるために元信者や宗教2世等の方々に研修講師になっていただくなど、元信者や宗教2世等の方々と連携。

【内閣官房、警察庁、消費者庁、子ども家庭庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省】

○ 対応実績・知見の共有による相談体制の強化

- 相談者等のプライバシーに配慮しつつ、各相談機関や支援機関等での対応実績やこれに基づく知見を関係機関等で共有し、相談体制を強化。

【内閣官房、警察庁、消費者庁、子ども家庭庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省】

2 スクールカウンセラー等の拡充等による宗教2世等のこども・若者向け相談・支援体制の強化

○ 虐待等の被害を受けていることを認識しづらい、声を上げづらい宗教2世等のこども・若者が相談しやすい環境の整備

- スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置を拡充。【文部科学省】
- こども・若者が利用しやすいSNS等の各種媒体（※）を活用した相談体制を整備。
※ 「親子のための相談LINE」、GIGAスクール端末による人権相談、孤独・孤立対策ウェブサイトにおけるチャットボットなど
【内閣官房、こども家庭庁、法務省、文部科学省、厚生労働省】
- 学校等を訪問して行う「人権教室」の実施先の拡大（小学校から中学・高校へ）、小中学校の生徒への「こどもの人権SOSミニレター」の配布。【法務省】

○ 関係機関と連携した支援

- 「宗教の信仰等に関する児童虐待等への対応に関するQ&A」等に基づき、児童相談所等において、こどもの立場に立った支援等を実施。【こども家庭庁、文部科学省】
- 要保護児童対策地域協議会を中心とする地域ネットワークを活用した重層的支援を実施。
【警察庁、消費者庁、こども家庭庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省】

3 多様なニーズに的確に対応するための社会的・福祉的・精神的支援の充実・強化

○ 住まいの確保等に対する支援

- 資産や収入が少なく住むところに困る宗教2世の方等に、生活困窮者自立支援制度の一時生活支援事業において、シェルターの提供や就労等による自立支援を実施。【厚生労働省】

○ 修学の悩みに対する支援

- 修学に係る経済的な困難に対し、高校や大学等における修学支援を実施。その要件の判定の際には、個別具体の事案に即して被害者に寄り添った対応を行う。【文部科学省】

○ 就労の悩みに対する支援

- ハローワーク等での就職相談、職歴等に応じたキャリアコンサルティング等の支援を実施。
【厚生労働省】

○ 心の悩みに対する支援

- 精神保健福祉センターにおいて、保健師、精神保健福祉士、公認心理師等の専門資格を有する職員による継続的な相談対応や、適切な医療機関等につなぐ相談・助言を実施。【厚生労働省】
- 「よりそいホットライン」において、心の悩みや不安を始め生活上の様々な悩み相談に丁寧に対応。【厚生労働省】

○ その他の支援

- 虐待に苦しむこども・若者に対して、安全な居場所（こども若者シェルター）を提供し、修学・就労の相談に応じることや、生活援助物資の提供のため、民間支援団体等と連携して支援を強化。【こども家庭庁】